

第3回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 会議録

○日時

令和2年2月14日 午後3時00分～午後5時00分

○場所

上下水道部2階 第1会議室

○委員出欠

<input checked="" type="checkbox"/> 新川達郎 会長	<input type="checkbox"/> 山岡ナオミ 副会長	<input checked="" type="checkbox"/> 宮前博子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 岩瀬充 委員
<input type="checkbox"/> 福井博敏 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 藤原孝子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉田慎太郎 委員	<input type="checkbox"/> 宝壁宣之 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 井上道治 委員	<input type="checkbox"/> 亀井順子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 平野貴久子 委員	<input type="checkbox"/> 木下澄子 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 坂本利紀 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 多胡啓次 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 代次孝美 委員	

出席者10人、欠席者5人

○事務局出席者

事務局長（上下水道部長）：中島

下水道課 下水道課長：三宅、下水道課課長補佐：石井、下水道課係長：桃井

水道工務課 水道工務課長：小川、水道工務課主幹：福井

水道業務課 水道業務課長：森本、水道業務課主幹：東野、水道業務課主幹：廣岡

水道業務課係長：藤原、水道業務課係長：長岡

○傍聴人

2人

○議題等

水道事業関係

- (1) 水道事業に係る施設の現地視察の報告について
- (2) 水道事業における収益的収支の改善見込みについて

公共下水道事業関係

- (3) 経営基盤強化について

○会議結果要旨

1. 開会 <事務局長>

2. 審議事項

<会長>

今回は、第2回審議会、先日は現地視察に行ってくださいましたが、その結果に基づきまして、委員の皆様方からいただきましたご意見、ご要望等を含めて、事務局で資料を用意していただいたようです。あらかじめこれらについて事務局から説明していただき、ご議論、ご意見をいただきたいと思います。

水道事業関係

- (1) 水道事業に係る施設の現地視察の報告について
- (2) 水道事業における収益的収支の改善見込みについて

<水道業務課係長>

水道事業に係る施設の現地視察の報告（資料1）について説明

<水道業務課長>

水道事業における収益的収支の改善見込み（資料2）について説明

<会長>

只今ご説明いただきました水道各施設の現地視察、このところの人口急増、給水人口の拡大、これを踏まえた現時点での水道需給の見通し、それに基づいた水道収益の状況、今後の予想につきまして、令和6年度までの想定をお示しいただきました。各委員からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

<委員>

資料とは直接関係ないことをお尋ねしたいと思いますが、先月和歌山市で配水管 800 mm ぐらいの本管漏水の疑いで工事をするという和歌山市の発表で、和歌山市内の3分の1が3日間断水するというようなことが報じられました。基幹管路でなかったため、断水は中止されましたが、市民にとっては、非常に不安と混乱が生じたと聞いております。もし、木津川市でこのような事態が起こった場合、どのような対応、対処をされるのかお聞かせいただきたい。

<水道業務課長>

和歌山市の事例ですが、国道24号と阪和道のインターを降りた非常に交通量の激しいところかと思いますが、そこに送水管とか太い配水管、また細い配水管が輻輳して入っている非常にややこしい現場だとテレビで見させていただきました。木津川市ではそこまで交通量が激しいところはなかろうかと思いますが、もし、漏水が起りまして、原因が分からない場合は、できるようであれば試掘をして漏水箇所を発見するという方法もありますので、和歌山市の場合はそれができなかったということだろうと思いますので、木津川市でもありうるところがございますが、試掘もできない、あるいは漏水箇所の探査もできないということになりましたら、和歌山市と同じような状態になるというのはまったくないということではございませんので、木津川市でもありうることと思っております。

<委員>

基幹管路の布設替、大規模な工事に対応するには水道の専門的な知識を持った職員が必要と思っています。水道職員を全国的に見ましても、この10年間で約4割減少しているという統計もあります。水道事業から専門性の高い技術というものが失われていくのではないかと危惧しています。例えば、漏水箇所を修繕し、収益率を上げていく知識とか、漏水箇所を見つける技術が失われていくのではないかと思います。緊急時、災害時に即時に対応できないという可能性も出てきますので、水道職員の技術の向上と水道職員の確保が必要と思っています。ただ、健全な水道事業を運営していくには、経費の節減、人員の削減が必要かもしれませんが、我々は水が止まったら生活ができません。そのためには水道の専門的な職員の確保と技術の継承が大切なことと思っています。私の私見ですが、安易な職員の削減、安易な委託は避けるべきだと思います。そのために、水道料金を負担しないといけないのは市民ですが、我々は命の水ということを理解していますので、市民の理解が得られるように水道として努力していただきたい、これは要望とさせていただきます。

<委員>

府営水道の受水量の説明がありましたが、表の受水費の計算方法ですが、単純に計算していくには、府水の受水量に使用単価をかけて365倍をすればいいのでしょうか。建設負担量も同じで、建設負担単価に受水量をかけて365倍すれば、試しに計算すると、上の行の数字が合いません。3億1,402万8,000円が、私が計算すると2億8,567万8,000円となり、1割ぐらいの差が出てきます。大きな違いが出てくることになるのですが。

<水道業務課長>

府営水道の受水費の計算方法をもう少し詳しく説明させていただきます。受水費の単価につきましては合計で86円とか引き下げ後83円と説明させていただいていましたが、2階建て方式になっておりまして、使った水の量に応じて課金される使用量単価があります。これは府営水の受水量、予測した量に20円なり28円を掛けて求めることになり、それプラス建設負担料金がありまして、こちらは1年間の日最大の見込受水量に単価66円とか55円を掛けて、そこに365日を掛けて算出する建設負担料金という単価になっています。この

2つで計算することになりますので、単純に受水量×86 円にはなりません。それと令和元年度はうるう年になりますので、366 日になり、建設負担水量でいきますと、建設負担水量 1 日 13,000 m³ですが、そこに 66 円を掛けて 366 日を掛けていただきますと、建設負担料金として、3 億 1,402 万 8,000 円という数字になります。

<委員>

誤差があれば収益に影響があるので確認させていただきました。分かりました。

<会長>

上水の水道施設の視察にも行っていただいていますので、ご意見やご質問があれば合わせてお願いします。

<委員>

1 2 月に現地の視察に参加させていただいております。私は水処理の会社に勤めており、そちらの観点から感想を述べさせていただきます。最初に宮ノ裏浄水場を見させていただき、こちらは新しい施設で、最新の設備も入っていて、その後に山城浄水場と観音寺浄水場と、それぞれ非常に年数の経った施設を見せていただきました。新しいものの後に古いものを見て、その落差を感じました。古い浄水場を非常に丁寧に使っておられる印象がありましたが、やはり部品とか古くて取り寄せるのが苦勞するとかの話もありましたので、そういう観点から行くと、どこかできちんと新しく更新することは必要なことと感じた次第です。

<会長>

浄水場施設あるいは布設管渠も含めまして、計画的に、遅れることのないように更新していかなければならないということでご意見をいただきました。

<委員>

計画の時に配付いただきました資料を見てみますと、木津地区とか加茂地区、山城地区がありますが、非常用の発電機が、木津地区については結構な配置があって、停電の時にもこれが稼働して配水されると感じられますが、加茂につきましては、浄水場がいくつかありますが、発電機の表示がないのですが、発電機はないのでしょうか。発電機がなければ、停電の際に対応はどうなっているのか心配がありますが、いかがでしょうか。

<水道業務課長>

発電機につきましては、基本的に新しい旧木津町エリアに整備したということで、加茂・山城につきましては、発電機の設備はありません。今後、例えば山城浄水場の建て替えを考えていくわけですが、その時に電源確保ということで、発電機を付けるのも一つですが、あるいは関西電力からの引き込みを二重にするとか、東京都のほうで燃料電池をつけられた事例もニュースで聞きましたので、そのあたりも考えていかなければならないと思っています。

<委員>

非常用発電機の設置を考えていただきたいと思います。

<会長>

大切なご指摘をいただきました。今後計画的に進めていただきたいので、よろしくお願いします。

<委員>

水道の管路、送水管や配水管が老朽化していく度合いと改善していくペースが追いついていないように思いますが、その辺の見通しはどうでしょうか。改善していくペースが遅いから老朽管が漏水すると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

<水道業務課長>

地方公営企業法の中でいきますと、送水管、配水管については40年で耐用年数が切れまでするので、40年経てば更新しなさいというのが本筋です。その点でいきますと更新が遅れているということは確かです。しかしながらいろいろな管種のもが開発されておりまして、木津川市で主体的に使っておりますのが、ダクティル鑄鉄管で継手がGX型になります。それについては、実際の寿命が80年以上持つと言われております。GX型の継手部分は伸縮可撓性があり、地震に強いということもあり、腐食にも強いと言われておりますので、それを採用して進めています。水道ビジョンを作る際にも、その辺を配慮して、実際にはGX管でしたら80年持ちますので、40年で交換しなくてもいいだろうということで、管種に応じて実際に耐えられるであろう年数で更新をしていくということで、更新経費を抑えながら、できるだけ長く管を使って、経営のほうに負担をかけないような形で、適宜更新していくということでこの計画を作らせていただいております。

<委員>

現在、ダクティル鑄鉄管に変わっている所と変わっていない所の比率はどのくらいでしょうか。

<水道業務課長>

具体的な数字は持ち合わせていません。

<水道工務課長>

比率となると難しいですが、基本的には旧加茂町については南加茂台とか里とかはダクティル管を使用しています。40年近く経っていますが、ダクティル管は40年から100年持つということで水道ビジョンにおいて計画させてもらっています。ビニール管も使っていますが、配水管に多く使われているもので、加茂町の山間地域では下水道整備がまだされていない、もともと計画がないという地域がありますので、そういうところの更新はこれから考えていきますが、そういう老朽管があります。木津川市全体で530kmの水道管の延長があり、単純に100年かけてしようとする5.3kmを毎年しなければいけないが、費用的には足りていないので、おっしゃるとおりです。基幹管路、送水管、導水管、配水本管を重点的に更新していきましようということで、それと漏水の多いところを更新していくということでビジョンに書いておりまして、そういう形で進めていきます。

<会長>

今後の配水管の更新につきましては、やはり鑄鉄管の本管的なところは計画的にしていただくとしても、ビニル管のところは少し今後の更新計画でも、確認しつつ計画的に検討を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

<委員>

木津川市の水道料金の滞納者、滞納率というのはどれぐらいあって、他の市町村と比べてどのような状況にあるのか教えていただけますでしょうか。

<水道業務課長>

前回も山岡先生から同様の質問をいただきまして、資料の配布はしておりませんが、数字だけ申し上げますと、平成30年度に賦課した水道料金でいきますと、現在の徴収率は99.35%で、平成29年度に賦課したものと99.48%です。大体今現在でいきますと、99.50%まで徴収できていまして、未納でいきますと年間500万円ぐらいで、0.5%ぐらいが未納という状況になっています。この数字が大きいのか少ないのかということになりますと、水道料金でいきますと京都府内ではどちらかというといいほうかと思えます。市税全体でも99%くらいですので、市税並みに徴収できていると考えていますので、それほど悪いという印象は持っておりません。

<会長>

もちろん悪くはなくても見逃すわけにはいきませんので、そこはしっかりとやっていたいただければと思います。

公共下水道事業関係

(3) 経営基盤強化について

<下水道課課長補佐>

経営基盤強化について(資料3)説明

<委員>

下水道事業の一般会計からの繰り入れの基準内繰り入れ、基準外繰り入れについてお尋ねしたいと思います。国の総務省では基準内繰り入れの適正を確保するために、下水道使用料単価を一般家庭では1ヶ月20㎡を使用するとして、使用料月3,000円、1㎡の単価は150円が適正とされているのですが、木津川市の平成30年度決算では使用料単価は125円だったと思います。これを国の単価にまでもっていかうとするならば25円㎡あたり上乘せになるかと思えます。単純計算致しまして、国の基準までいこうとすれば年間に約1億6,000万円の使用料収入を確保する必要があるだろうと思っております。そして改定率が約20%

必要であろうと思います。また先程説明がありましたように、基準外繰入金を全額使用料で賄うとするならば、10億1,526万9千円、改定率にして30.5%となりますが、いずれに致しましても大幅な改定というように思われます。基準外繰入の解消にはなるとは思いますが、これについてはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

<下水道課長>

今ご質問いただきましたとおり、木津川市におきましては使用料収入で賄っておらず、基準外繰り入れということで一般会計からご負担いただいて経営できているという状況は確かでございます。今回、この審議会の方でもご議論いただきたい点で、今ご質問いただいたところですが、おっしゃられていましたように、平成30年度決算では約10億の使用料収入を得られないということで、それを使用料で賄っても30.5%改定が必要ということで今現在も計算されていますが、将来的な推移、令和7年まで見ますと、16ページに記載がありますが、収益的収支の見込みということで資料を作らせていただいておりますが、今現在、下水道の経営で一番負担となっておりますのが減価償却費、今まで投資しました資産の企業債の償還でして、その負担の状況が向こう令和7年度、これから幾分かは解消していく見通しも立っておりますので、平成30年度現在ではまだ償還の負担金も高く、令和元年度が一番ピークを迎えるということで、元年度以降は償還金が年々減っていく状況であろうかなと推測されておりますので、その点につきまして若干改善はされ、基準外繰り入れも若干下がっていく状況であります。すべてが解消できる状況ではございませんので、その辺りの赤字が今後も続いていくということを見据えた上で、今後、使用料収入をどのようなかたちでもっていけばよいのか、またご議論いただきたいと考えております。

<委員>

減価償却や特別会計から企業会計に移行してあまり年数が経たない減価償却費が大きな負担になってくるということでしたら分かりますが、一般会計からの繰り入れとなりますと、当然、その財源を下水道で使用することになりますので、一般会計の方に負担がかかってくるであろうと、あくまでも下水道は独自採算の企業会計ですので、その辺りを今後どのように一般会計に依存していかないような対策を講じるかが必要だと思っております。実際に下水道事業会計の運営をするにあたりまして、例えば建設費や維持管理費のコストの削減、水洗化率の向上などが必要であろうと思っております。いずれに致しましても、さらに更新事業などが増えていきますので、今後はやはり使用料の改定というものは考えていかなければならないだろうと、そして先ほど申しましたように、資料にもありますように一般会計からの依存脱却と実際のこれからの管理費、資本費をどのように下水道事業の中で賄っていくかを含めて議論していかなければいけないだろうと思っております。実際に下水道事業を運営していこうとなりましたら、やはり改定するにあたりましては使用者の負担軽減も考えていかなければならないだろうと、そして尚且つ公平な改定も必要であろうと思っております。なかなか難しいとは思いますが、やはり健全な下水道事業を運営してい

く辺りにどのくらいの、例えば段階的もしくは一括的に改定を行うのかも議論の対象として含めこの審議会で議論していくとは思いますが、市民の方々の意見も求めていく必要があるのではないかと思いますので、その辺りはどうでしょうか。

<下水道課長>

使用料の改定については必要不可欠だをご確認いただけると認識はしておりますが、それにつきましては現在 30.5%という数字が出ておりますが、これを全て一括的に改定するとなるとご使用いただける方には負担が大きくなるというようなこともございますので、今後の審議会の中でもまたご議論いただきたいのですが、事務局としましては 30.5%を目標数値としまして、市民負担をいただける中で、ご理解いただける中でどこまでの改定がやっていけるのかということをご議論いただきながら、改定率という幅を決めていきたいなと思っております。今現在、事務局のほうでは、先ほどご質問の中に説明がありましたように総務省の、国が一般的に基準とされております使用量 20 m³に対して 3,000 円、単価でいきますと 150 円、その辺りがひとつの基準になるのではないかと推測は致しております。

<委員>

30.5%というのは資料が出てきましたが、段階的にどのような、金額も含めた改定率、運営をしていけば、何年後に健全な企業運営が可能なのかといったことも資料で提供していただきたいと思えます。

<委員>

15 ページに今後の投資計画ということで、事業費の見込みというものが記載されていますが、こちらの計画の数字というのは 16 ページの収支見込みの中の経常費用 (2)、(3) 等にそれぞれ組み込まれているという考え方でよろしいでしょうか。

<下水道課課長補佐>

ご質問がございました 15 ページの事業費についてですが、まず 15 ページと 18 ページがリンクしておりまして、15 ページの中の事業費 令和 3 年度の 2 億 5,750 万円、18 ページの中の資本的支出の (1) 建設改良費等の 2 億 9,750 万円ですが、ここで 4,000 万円違うのはあくまでも 15 ページは事業だけであって、工事、加茂浄化センター、マンホールポンプの施設更新工事、流域下水道の負担金だけを載せています。18 ページの方に、例えば人件費などの 4,000 万円を多めにしてお見積もっております。ですから、それぞれの年度は 15 ページの額に 4,000 万円を足していただくとこれらの数値になります。

<下水道課長>

補足しますと、先ほど 15 ページ 16 ページでリンクしているかというご質問でございましたが、15 ページにあげております今後の投資計画というのは資本的収支にかかる部分でございますので、予算が二つに分かれておりまして、その資本的収支にかかる分で 18 ページの投資計画の方にあたるということになっておりまして今の説明になりますので、15 ページの投資額は 18 ページの資本的収支の建設改良費のほうにリンクするというようなこと

でございます。

<委員>

今のご説明はよく分かりまして、そうしますと 20 ページの増加改定率の計算の時に基準外繰り入れを解消するために 30.5%という数字を計算いただいておりますが、これは資本的収支と収益的収支の両方の基準外繰り入れを無くした場合という計算の仕方になるのでしょうか。

<下水道課長>

ここでいいます 30.5%の方の基準外繰り入れといえますのは、収益的収入だけの部分でございまして、その部分の余白部分というかたちで基準外の 2 億 3,718 万 8 千円と計算させていただいております、資本的収支で出てきます基準外繰り入れについては使用料では賄えないということで、計算には入れておりません。

<会長>

経常的といえますか、収益的収支と資本的収支の別体系ではあるのですが、もう一方で減価償却費、留保資金の算入などがありますので、全く関係が無いわけではございませんが、ここは両立でということでご理解いただければと思います。その他、いかがでしょうか。

<会長>

それでは私側の方から一点、収益的収支の経常収益をどう上げていくかというときに、繰り入れの話もありますが、使用料収益を伸ばすというのも大事ではないかと思っております。お見込みでは令和 3 年度以降一定額が伸びていて、水道給水人口も増えますから、そうかなと思うところもありますが、使用料収益を今後伸ばしていく、あるいはそういう見込みで言うと、どういう想定をしておられるのか、またどのように力を入れていくと理想か、この辺りについて事務局で把握しておられるところがあればご説明をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

<下水道課長>

使用料収益につきまして、資料の 16 ページに令和 3 年度からの推移ということで掲示させていただいております。これの推移につきましては、今現在から令和 7 年度までは人口が増加しているということがございまして、それを見込みまして幾分か収益が上がるということで計上させていただいております。今現在、下水道課が取り組んでおりますのは、収益を上げるためには水洗化率をまずは上げていかなければいけないということで、工事を行いました時と後に個別訪問させていただきまして、その中で接続のお願いを行っているという状況でございます。これからご審議いただくのですが、使用料の改定と合わせまして水洗化率というのは、すぐに伸びるものでもございませぬので、引き続き個別に訪問しながら水洗化を目指していくというかたちでは取り組んでいきたいと考えております。

工事のほうも、一応令和 6 年度が最終年度でして現在計画をさせていただいておりますが、令和 6 年度以降につきましても未接続のご家庭が多数残ると思っておりますが、そういった方

にも改めて個別に訪問を行いながら、これもまた継続的な話にはなりますが、希望値ではございませんが、水洗化率 100%を目指して取り組んでいく必要があるかなと考えております。

<水道業務課長>

16 ページで使用料収益が伸びるということで書いていただいておりますが、答えだけが出てきて実際は接続人口がいくらあってこの数字が出てきたのか、使っていただく水量はどういう想定をしたのかが全く見えませんし、もうひとつは 8 ページの流域下水道維持管理費が全体 35%の費用構成で非常に大きいですと説明がありながら、ではどれだけの汚水量を京都府の流域下水道で処理をしてもらっているのか、単価はどうなっているのか等の説明が全くないので、本来はそういった積算根拠の説明があって令和 7 年度の数字がある程度、確からしいということの説明がないとなかなか料金の引き上げをお願いしても市民の皆様は納得されないと思いますので、もう少し資料の作り方を下水道課で考えたほうが良いと思います。よろしくをお願いします。

<委員>

先ほど水洗化率の向上を図るとおっしゃいましたが、一日でも早く使っていただくことが使用料の向上になりますので、例えばある期間を決めてこの期間中はある程度安くする、補助をする等、宣伝を行うことで早く水洗化につながるのではないのでしょうか。

<下水道課長>

水洗化率の向上対策ということでご質問いただきまして、今現在は個別訪問でお願いするのみでして、あと公共下水道の供用開始をしてから 3 年以内に接続していただいた方には、一定の補助ということで、市では補助制度を設けさせていただいております。それも微々たるものでございますが、2 年目までに接続していただきますと 2 万円、3 年目まででしたら 1 万円というかたちで補助させていただく制度もございます。そういった制度を説明しながら、個別訪問を行っている状況でございます。この制度におきましても、工事をした当初からこういったかたちで継続させていただいております。あと令和 6 年で工事も終了するというので対処策を考えておりますが、公平性の観点から、今この制度を見直して補助金を上げるといいますと、先に整備をした地域の方々にも公平性が欠けるということもございますので、令和 6 年の工事が完了してそれからの助成期間をおいた中で接続を促すのか、それ以降について新たに制度を設けていくというようなかたちを考えるべきかと思っておりますので、今の段階では個別にお願いするしかないかと考えております。

<委員>

そうですね。その期間を過ぎてから、まだ接続していない所へは新たな方法を考えていった方がよいと思いますね。

<会長>

下水道事業についても色々ご意見をいただきました。今後の検討のためにも、今日、お示しをいただきました経営基盤強化についての資料、さらに具体的な根拠や今後の方策等

を検討いただいて、次回以降またご説明をいただければと思います。収益的な収支につきましても、収入の見通しを客観的な根拠に基づいて、もう少し分かりやすく説明をいただければということもございました。また、支出サイドにつきましても、どういう単価でどういう経費が重荷になっているのか、こういったところもご説明いただければありがたいと思います。また、資本収支について基本的にはどういう建設投資を今後、令和6年度までということであればその間の年次進行も含めてどういうところに経費が必要なのか、こうしたところもできるだけ具体的にお出しいただけると議論しやすいと思いますのでよろしくお願い致します。

<会長>

何か追加をして、水道事業、下水道事業につきまして、ご意見や、今後の審議に向けてのご要望等があればお願いします。

本日いろいろご意見いただきましたが、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。上水、下水ともに料金改定について考えなければならないというのは間違いがないところです。どういうタイミングでどういう料金改定が必要なのか、それを通じて安定した上下水道の経営が可能なのか、それを市民の皆様方に納得いただけるような根拠と、ご理解をいただけるような説明、広報のあり方等々も含めてご審議いただかなければなりません。今後は新年度に入るかと思いますが、5月あたりに審議会の開催を予定しておりますので、事務局で調整をお願いしたいと思います。

3. その他

なし

閉会

<事務局長>

委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

いただきました貴重なご意見につきましては、次回以降の審議会に検討、反映させていただきたいと思います。次回につきまして5月上旬を予定しています。これから本格的に深い部分のご審議いただくこととなりますので、いろんなご意見が出ますように、資料につきましても詳細なものを用意させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。これで第3回の審議会を閉会させていただきます。